租税条約等の規定による市民税・県民税の免除に関する届出書

　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第１１条及び昭和４０年６月１０日自治府第６２号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通達に基づき次の通り届け出ます。

令和　　年　　月　　日

座間市長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民税・県民税の免除を受ける者 | 氏名 |  |
| 住所（居所） |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 | 年齢 | 　　　　　　歳 |
| 国籍 |  | 入国年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 在留資格 |  | 納税地 |  |
| 在留期間 | 年　　　月　　　日から　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 入国前の住所 |  |
| 在籍する学校、訓練を受ける事業所等 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 租税条約の規定に基づく所得税の免除について | 所得税については、日本国と　　　　　　　　　との間の租税条約第　　　条第　　　項により、租税条約に関する届出書を　　　年　　月　　日に　　　　税務署に提出して免除を受けています。 |
| 免除となる所得 | 支払者名称 |  |
| 支払者所在地 |  |
| 契約期間 |  |
| 所得の種類 |  | 支払金額 |  |
| 支払方法 |  | 支払期間 |  |
| 職務の内容 |  | 資格 |  |
| 納税管理人 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| その他参考となるべき事項 |  |

添付資料

・税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し（税務署受付印のあるもの）

・学生の場合は在学証明書、事業修習者の場合は事業修習者であることを証明する書類、交付金等の受領者で

ある場合は、交付金等の受領者であることを証明する書類、雇用契約等を締結している場合は、雇用契約等の契約書

注意事項

・この届出書は毎年提出していただく必要があります。提出期限（３月１５日）までに御提出ください。

・提出がない場合は、免除が受けられませんのでご注意ください。